

平成24年3月30日

建設業者 各位

豊田市長 太田 稔彦
豊田市事業管理者 横地 清明
(公印省略)

建設工事における平成24年度入札契約制度の見直しについて

平素は豊田市政及び本市契約事務にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
平成24年度における入札契約制度の見直しにつきまして、以下のとおりとさせていただきます。建設業者の皆様におかれましては、制度見直しの趣旨、内容をご理解いただくとともに、今後とも本市の入札契約制度へのご協力をお願いいたします。

1 総合評価方式の実施対象の見直し

平成24年度から、総合評価方式の実施対象を、土木一式工事においては従来からの設計金額2千万円以上から設計金額4千万円以上の建設工事へ変更し、土木一式以外の業種においては従来どおり設計金額2千万円以上の建設工事を実施します。また、総合評価方式の実施対象の見直しに伴い、設計金額4千万円以上6千万円未満の土木一式工事において、入札参加資格要件の緩和を実施します。

	設計金額 130万円超2千万円未満	設計金額 2千万円以上4千万円未満	設計金額 4千万円以上
土木一式工事	事後審査型一般競争入札	事後審査型一般競争入札	一般競争入札 (総合評価方式)
土木一式以外 の工事	事後審査型一般競争入札	一般競争入札 (総合評価方式)	

2 総合評価方式における評価基準（技術者の能力（過去の施工実績））の見直し

平成23年10月に企業の施工実績及び配置予定技術者の施工実績の偏り等を緩和するため評価対象期間を10年間に拡大したことを踏まえ、配置予定技術者の施工実績について、現在の企業での施工実績に加え、従前の企業での施工実績も加点対象としていきます。

3 技術者育成型総合評価方式の試行実施

従来の総合評価方式における配置予定技術者の評価においては、実績のある監理技術者及び主任技術者を加点対象として評価していましたが、豊田市内業者の新規技術者育成の観点から、配置予定技術者個人の施工実績は問わず、企業の施工実績と信頼性・社会性のみで評価を行う技術者育成型の総合評価方式を以下のとおり試行実施していきます。

(1) 実施時期

適宜設定

(2) 試行業種

全業種（ただし、地域要件が市内本店業者となる案件に限り実施する）

(3) 試行範囲

適宜設定

(4) 評価項目

①企業の技術力（満点：6点）

- ・ 企業の過去の施工実績（配点：2点）
- ・ 企業の豊田市工事成績（配点：2点）
- ・ 企業の優良業者認定（配点：2点）

②企業の信頼性・社会性（満点：9点）

- ・ 企業の環境対策（配点：2点）
- ・ 企業の社会問題への貢献（配点：3点）
- ・ 企業の地域貢献（配点：3点）
- ・ その他（品質管理）（配点：1点）

【問合わせ先】

総務部契約課 工事担当 TEL 0565（34）6616（直通）
（上下水道事業）

上下水道局総務課 庶務担当 TEL 0565（34）6653（直通）